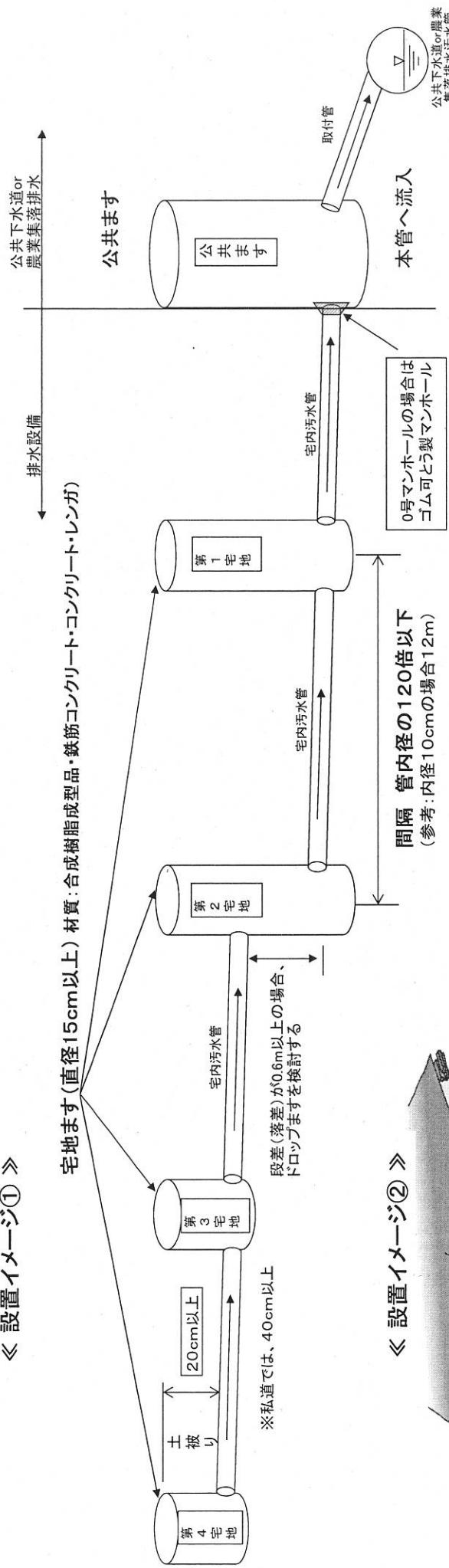


資料編

排水設備設置基準

設置イメージ①»



\*雨水はつながないでください。

13

A circular symbol containing a downward-pointing triangle (▽) above a horizontal line with two short vertical lines extending from its center, representing a drainage or sewer system.

管径と勾配(公共下水道および農業集落排水共通)			
排水人口 (人)	管径(mm)	勾配	
150未満	100以上	100分の2 以上	100分の5 以下
150以上 300未満	125以上	100分の1.7 以上	100分の4 以下
300以上 500未満	150以上	100分の1.5 以上	100分の3 以下
500以上 1000未満	200以上	100分の1.2 以上	100分の2 以下

間隔 管径の最大120倍まで  
(参考:内径10cmの場合12m)

※雨水はつながないでください。

計測器設置(公共下水道のみ)

井戸ポンプの吐き口に計測器を設置する。やむを得ず設置できない場合は協議すること。

サドル分水やチースによる取り出しができないようにすること。

凍結防止措置を施すこと

ポンプ

※工事用の諸材料は、すべて日本工業規格品及び日本下水道協会規格品とする。ただし、その規定に定めのないもの又は特別な理由のあるものについては、協議するものとする。

☆排水管  
:污水(生活排水)を対象としています。雨水は今までどおり道路側溝や水路に流してください。  
:排水管は埋設してください。埋設できない場合、支障が出ないよう保護対策を施してください。  
:土被りは、宅地の場合は20cm以上、私道の場合は40cm以上確保してください。  
:管の保護のため、管周り10cm程度の基礎砂および保護砂にて施工してください。ただし、  
保護コンクリート巻きたてや材料に鋼管を使用する場合は除きます。  
:管と管の接合に自在管は使用しないでください。  
:公共までは0号マンホールの場合は、水密性を確保するためゴム可とう性マンホール継手を  
使用してください。  
:台所、浴室、洗面所等の汚水流出口には、トラップを設けてください。ただし、屋内器具に  
トラップ構造がなされている場合は、二重トラップにならないよう、処置してください。

☆宅地ます  
:ます径は15cm以上としてください。また、配管の起終点、合流点、屈曲点、内径及び管種の  
異なる箇所並びに勾配が著しく変化する箇所に管理用ますを設けてください。  
:階段接合(段差が0.6m以上)が生じる場合、ドロップますの検討を行ってください。  
:直線部では、管径の120倍以下の間隔で、ますを設置してください。

☆ごみよけ  
装置等  
:ごみよけ装置等  
:ディスポーザー  
:定義  
:建築基準法の規定に基づく配管設備として国土交通省が認定したものは、平成16年  
3月に社団法人日本下水道協会が作成した『下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)』で定めた性能に適合しているものをいう。

:単独ディスポーザーは使用できません。ただし、処理した生ごみ等を除去する機能を有する  
ディスポーザ(ディスポーザ排水処理システム)を設置する計画がある場合は、下水道課と  
協議し、承認を得てください。また設置後は、維持管理計画書、維持管理契約書の写しなど  
必要書類を下水道課に提出してください。  
(定義)  
:上水道を利用しているご家庭は、上水道用計測器を兼用する。  
:井戸と上水道を併用しているご家庭は、上水道用計測器とは別に、ポンプ吐き口に計測器を  
設置して下さい。

:戸門を利用しているご家庭は、ホームポンプ吐き口に計測器を設置してください。  
:上水道を利用しているご家庭は、上水道用計測器を兼用する。  
:井戸と上水道を併用しているご家庭は、上水道用計測器とは別に、ポンプ吐き口に計測器を  
設置して下さい。  
:計測器の設置位置についてはポンプ吐き口と計測器の間より取り出しが出来ないように設置  
してください。  
:計測器のカウンタは、検針しやすい高さで家屋の前面または、検針しやすい場所に設置  
してください。(冬期間でも検針できる場所)

## ☆阻集器と 除害施設

:事業場排水等の接続を行う場合、用途に応じて阻集器または除害施設を設置してください。  
:設置においては容易に維持管理ができる、有害物質を排出するおそれのある器具、又は装置のできるだけ近くに設置してください。  
:阻集器は、污水から油脂、ガソリン、土砂等を有效地に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないでください。  
:阻集器の材質は、ステンレス又は樹脂等の不當水性、耐食性のものとしてください。  
:阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造としてください。  
:阻集器は、原則としてトラップ機能を有するものとする。ただし、器具トラブルを接続すると二重トラップとなるおそれがあるので十分注意してください。なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直下流にトラップを設置してください。  
:トラップの封水深は、5cm以上としてください。

### (阻集器の種類)

- ・グリース阻集器 ... 汚水中に含まれている油脂類を、阻集器の中で冷却、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。  
(主な設置例：給食施設や飲食店などの営業用調理場がある施設等)
- ・オイル阻集器 ... ガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して、悪臭や爆発事故の発生防止する。  
(主な設置例：ガソリンスタンド、ガソリン貯蔵庫、自動車整備工場等)
- ・サンド阻集器 ... 排水管中に泥、砂などを多量に含むときは、サンド阻集器を設けて泥、砂を阻止する。  
(主な設置例：理髪店、美容院、プールや公衆浴場等)
- ・ヘア阻集器 ... 毛髪が排水管中に流入するのを阻止する。  
(主な設置例：クリーニング店などの営業用洗濯場等)
- ・プラスチック阻集器 ... 汚水中に含まれている、プラスチック等の不溶性物質を分離する。  
(主な設置例：歯科医院や病院等)

# 注意事項

## ★基本的事項

- ・雨水の流入はさせないこと。
- ・計画及び実施にあたっては、排水設備設置基準を厳守すること。
- ・工事にあたっては、各種申請等の手続きを行い、許可を得てから着手すること。
- ・着手前および施工中、施工後の写真を必ず撮ること。(例;砂基礎の施工状況等)
- ・一般家庭における台所や浴室等に必要機能(例;分離ます等)を設けること。また、それに類する施設がある場合も同様とすること。
- ・屋内の配管器具との二重トラップは避けること。
- ・浄化槽廃止届は、奥越健康福祉センターへ提出すること。
- ・工事完了後は速やかに完了届を提出すること。(完了の翌日から5日以内)
- ・完成検査前に必ず責任技術者による自主検査を行うこと。
- ・完成検査時には、完成図面、レベル、巻尺、スコップ等を用意し検査を受けること。  
※検査時には、できるだけ依頼主にも立会を依頼しておくこと。
- ・減量制度および接続特例制度に該当する用件がある場合や減量制度における量水器の有効期限についても、使用者に十分説明した後、申請すること。
- ・計測器は必ず保温等の防護処理を行うこと。
- ・自主検査はチェックリストにより実施し、完了届提出時にそのコピーを提出すること。

## ★上下水道課と事前協議を要する事項

### (公共ます関係)

- ・公共ますの深さ不足や公共ますを新設等しなければならない場合。(協議後約2ヶ月必要)
- ・公共ますの深さと排水設備の計画に極端な段差がある場合や接続口の高さや方向が合わない場合。(ます工事のため約2ヶ月必要)
- ・排水設備工事の期間中、公共下水道に仮設の配管や仮設トイレ等を接続する場合。  
(一時使用届けの提出)

### (排水管関係)

- ・合併浄化槽または単独浄化槽等の既設配管を利用する場合。
- ・分離マスやストレーナー付マスが構造上の問題等により適切な箇所に設置できない場合。

### (計測器関係)

- ・アパート、マンションなど使用者ごと(部屋ごと)に汚水量を計測する必要がある場合。
- ・ホームポンプ吐き口の口径と計測器の口径を変更する場合。
- ・ホームポンプ吐き口に計測器が設置できない場合。
- ・計測器のカウンタを家屋の前面または、検針しやすい場所に設置できない場合。
- ・ポンプ箇所等の都合により、計測器とカウンタの距離が20m以上になる場合。
- ・ポンプ機能として複数の吐き口がある場合。

(その他)

- ・現場の条件等により排水設備設置基準を満たせない場合。
- ・工場や店舗などの営業活動において、水を使用する場合。
- ・事業場等の排水計画がある場合。
- ・ディスポーザを設置する計画がある場合。

## 排水設備設計・施工基準

### ★排水設備基準

- ・下水道法(昭和33年法律第79号)
- ・下水道法施行令(昭和34年政令第147号)
- ・大野市公共下水道条例(平成12年条例第32号)
- ・大野市公共下水道条例施行規則(平成13年規則第3号)
- ・その他関係法令等

細部については、下記を準拠

- ・下水道排水設備指針と解説(日本下水道協会)
- ・日本下水道協会 福井県支部の「排水設備工事講習用テキスト」
- ・日本下水道協会 「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」

ただし、その運用は、上記の下水道排水設備指針と解説及び排水設備工事講習用テキストの規定と大野市公共下水道条例及び大野市公共下水道条例施行規則の規定で、数値等の違いがある場合は、大野市公共下水道条例及び大野市公共下水道条例施行規則の規定を優先して運用してください。

## 排水設備等計画確認申請書の作成要領

提出する様式のサイズは必ずA4サイズで提出すること。

### 1. 排水管

#### (1) 配管計画

- ① 公共ます等の排水位置、屋内排水設備からの排出個所、敷地利用状況（将来計画を含め）、敷地の地形、他の建築附帯設備の設置状況等を考慮し配管計画を定める。
- ② 排水管の埋設深さは敷地の地盤高、公共ますの深さを考慮し、最長延長の排水管の起点ますを基準として管路延長、勾配によって下流に向かって計算する。
- ③ 排水管の延長は、管路延長とし（図-1）、ますの深さ、排水管の管底の計算は、管路延長により行う。
- ④ 配管は施工及び維持管理の上から、できるだけ建物、池、樹木等の下を避ける。
- ⑤ 分流式の雨水管と污水管は上下に並行する事を避け、交差する場合は污水管が下に雨水管が上になるようとする。
- ⑥ 分流式の雨水管と污水管が並行する場合、原則として污水管を建物側とする。

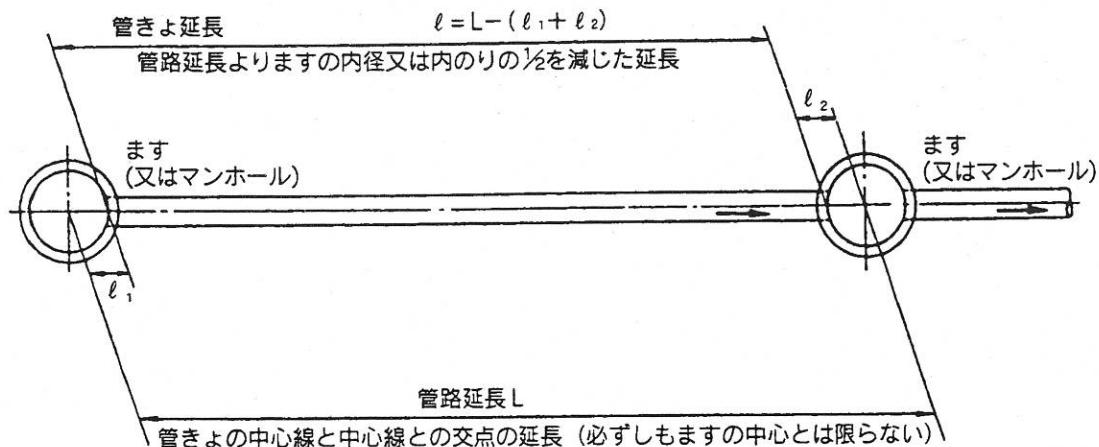


図-1 管路延長

## 2. 設計図

### (1) 位置図 (図-2)

位置図には、申請個所、公道、私道の別、目印となる付近の建物、町名番地を漏れなく記入する。

(2) 設計図の記載数値の単位及び端数処理は表-1のとおりとする。

(3) 設計図に記入する記号の例を図-2に示す。

### (4) 平面図 (図-3)

平面図の縮尺は、1/200以上とし、団地、ビル、工場等のように広大な敷地を有するものについては、必要に応じてこれ以下としても良い。

平面図の記載方法の例を図-3に示す。

### (5) 配管立図

排水設備の相互の関係を明確にするために配管立図を作成する。ただし、建築設計図の給排水設備図または衛生設備設計図がある場合にはこれに変えてよい。

配管立図は、平面図等に対応させて作成し、縮尺は1/200以上を標準とするが、敷地等の規模に応じ図面の縮尺を変えることができる。

配管立図の記載数値、記号は表1、表2によるほか、表3の例による。

表1 設計図の記載数値

種別	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.83
マンホール、ますの寸法	c m		20
管径(呼び径)	m m		100
管の勾配		小数点以下1位まで	2.1/100
掃除口の口径	m m		75
ます、マンホールの深さ	c m		43
ますの天端高	m	小数点以下3位まで	9.965

注1 記入数値は、直近下位の端数を四捨五入する。

### (6) 縦断面図 (図-4)

地盤高、管底高、管底差、土被り、ます深さ、管径、単距離、追加距離、勾配、基準高等を記入する。

縮尺は、縦1/20、横は平面図に合せる。

基準高は、公共ますの天端を 10.000 として計算する。

(7) 構造物詳細図

グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等がある場合は、その機能がわかる構造図を作成する。

(8) その他の事項

① 3階以上の建物

1階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、2階以上は、配管計画が異なる毎にその代表的な階の平面図を作成する。

地下階については、最新階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成する。

② 集合住宅

集合住宅の場合は、全体の平面図（建物等配置図）及び各棟ごとの1階の平面図を作成する。

(9) 設計図の例

設計図の例として、位置図（図-2）、配置図または平面図（図-3）縦断図（図-4）を示すので参考にしてください。